

貸金庫・セーフティケース規定書

第1条（格納品の範囲）

- （1）貸金庫・セーフティケースには、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準すると認められるもの
- （2）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- （3）貸金庫・セーフティケースには、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫・セーフティケースの通常の用法による保管に適さないもの

第2条（利用目的の確認）

- （1）貸金庫・セーフティケースの契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- （2）貸金庫・セーフティケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫・セーフティケース内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫・セーフティケースの利用状況を確認させていただきます。

第3条（契約期間等）

- （1）契約期間満了日は、毎年3月の末日とします。
- （2）この契約の当初契約期間は契約日の属する月を1ヶ月として、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（使用料）

- （1）貸金庫・セーフティケースの使用料は、当行所定の料金表記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし、休日の場合翌営業日）に借主が指定した借主名義の預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。
万一預金残高が引落し金額に満たないときは、直ちに入金し入金後いつでも使用料に充当されるものとします。
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として以降、最初に到来する3月末日までの料金を月割計算により支払ってください。
- （2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵の保管）

貸金庫・セーフティケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

第6条（貸金庫・セーフティケースの開閉等）

- （1）貸金庫・セーフティケースの開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- （2）開庫にあたっては、貸金庫・セーフティケース開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫・セーフティケースの施錠を確認してください。
- （3）格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

第7条（届出事項の変更等）

- （1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- （2）届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- （1）印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫・セーフティケースの開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （2）正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫・セーフティケースの変更を求めたときは、直ちにこれ応じてください。

第9条（印鑑照合等）

貸金庫・セーフティケース開閉票、諸届その他の貸金庫・セーフティケース取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第10条（損害の負担等）

- （1）災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫・セーフティケース設備の故障等が発生した場合には、貸金庫・セーフティケースの開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- （2）前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- （3）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫・セーフティケースは、第12条第3項第1号、第2号、および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号、または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫・セーフティケースの使用申込をおことわりするものとします。

第12条（解約等）

- （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。
この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫・セーフティケースを直ちに明渡してください。
なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。
- （2）次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。
この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫・セーフティケースを明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- （3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫・セーフティケースの利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 借主が貸金庫・セーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- （4）前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。
この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- （5）第1項、第2項または第3項の明渡しが1ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫・セーフティケースを開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫・セーフティケースの開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- （6）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第13条（貸金庫・セーフティケースの修繕、移転等）

貸金庫・セーフティケースの修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫・セーフティケースの変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫・セーフティケースの開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫・セーフティケースを開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第15条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫・セーフティケースの使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

第16条（規定の変更）

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。